

平成30年度 第12回大島町農業委員会総会議事録

平成30年度定例大島町農業委員会が、平成31年3月25日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫 | 7、伊藤潔 | 8、春木望 | 9、向山吉昭 | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 | | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- | | | | | |
|------|-------|-------------|--------|---------|
| 農業委員 | 7、伊藤潔 | 農地利用最適化推進委員 | 4、志村貞昭 | 2、山下ひとみ |
|------|-------|-------------|--------|---------|

4、出席職員は次の通り

- | | |
|------|------|
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 本間百展 | 主事 |

5、付議された案件

- 日程第1：農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について
 日程第2：その他

6、本日の書記は次の通り

- | | |
|----|------|
| 主事 | 本間百展 |
|----|------|

土屋議長　それでは、平成30年度第12回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中10名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中2名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は10番委員と11番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは日程第1、「農地の転用のための権利移動の許可申請に係る意見について」議案第12号を上程いたします。事務局から議案第12号の朗読及び内容の説明をお願いします。

- 事務局(本間) それでは説明いたします。申請人及び譲受人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。譲渡人は□▲丁目▲番▲号、○○、▲歳。申請地は、□▲丁目▲番▲、面積は▲㎡。申請事由ですが、譲受人である○○は自己所有地の□▲丁目▲一▲が袋地であるため申請地を舗装道路に転用し通行に使用するため、今回申請地を無償により所有者である○○より取得し、公衆用道路を建設するというものです。申請地の農地区分といたしましては、農業振興地域外の農地であり、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも該当しないことから、第2種農地と判断されます。2Pをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線の□より□方面に▲mほど進み、□に左折▲mほど進み左折、道なりに▲m進み左折、▲mほど進み、左折し▲m進んだ進行方向右手側に位置します。3Pをご覧くださいますと申請地の公図、4Pをご覧くださいますと転用計画図となります。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。8番。
- 春木委員 20日に新保さんと山本さんと3人で見て参りました。何の情報もなく見て来たので、これは道路の拡張だなど何の異を唱えるものじゃないと3人で帰って来ました。22日に事務局と山本さんと3人で行って参りました。そこで事務局から前にある狭い農地にある倉庫のことを言われた。小さい農地で農業をやるのに、こんな大きな倉庫は必要ないだろうというのが都の方の考えでしたよね。本人は全然タッチしないで司法書士の方に任せてあるとのことです。
- 事務局(本間) 都の方は見た目が農業倉庫ではないということです。
- 春木委員 そこで見て別れたのですが、その後大勢で行ってもなんだから私1人で○○さんが何処に住んでいるのかを○で聞いて行ってきました。先ほど言いましたように本人も司法書士に任せてあるからと。でも○さんの建物には○と書いてありました。正直に1/3が事務所で2/3が倉庫ですと言っていました。前の広場は作業用の車だとか何台もあるので、駐車場にしている申請をしていれば□ですから優先的に認めてくれると思います。今回の申請は違反転用をしているから認められないと伝えました。本人とも色々話をして申請し直してもらうことになりました。1ヶ月、2ヶ月遅れるのは問題ないと言っていました。そういうことで本人には次回是非申請するように指導はして来ました。本人も納得しましたので、大丈夫だと思いますけど。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。9番。
- 向山委員 申請事由ですが袋地のため申請地を舗装道路に転用し通行に使用するために転用と書いてありますけど、今の8番さんの説明だと建物のことについてになっています。
- 春木委員 順番にね、いいですか8番。
- 土屋議長 はい、8番。
- 春木委員 建物の申請が出ていないのです。
- 向山委員 建物自体が。
- 春木委員 そう、違反転用をしている。□として資材がたくさんある。そこに乗ってきた車の置場も必要です。ただ申請時に畑をやるために大きな倉庫を作ったと言っているのです、これはもう認められない。
- 土屋議長 9番。

- 向山委員 この申請は舗装道路への転用ですよ。中に入っている建物のことではないのではないのでしょうか。
- 土屋議長 議案は要するに通り道ですから、そこに入るための道を作るってことです。中に入るための道ですから。
- 向山委員 よく見たら中の畑に建物があつたということですね。
- 土屋議長 そこが農地で畑をしていれば何でもなかったですけど。農地に建物が建っていることが違法転用ではないかということでもいいですよ。
- 向山委員 よく見たら中は違反転用していたということですね。それで中の畑は袋地と書いてあるんですよ。周りを見ると申請の▲-▲これ以外は全部細道等の道に接している、必ず入れるようになっていますよ。農地でも必ずどこから畑に入れる道があるはずですよ。だから今回の場合も▲-▲っていうのはどこからも入れない、確かに袋地になっている。何でこの人は手に入れたのか、どういう手を使って手に入れたのか。
- 山本委員 すみません、11番。既にこの道路は舗装されてないけどあり、入れる状態です。
- 向山委員 農道みたいなやつ。獣道みたいなもので入れるのですか。
- 山本委員 獣道ではない。
- 春木委員 普通の道路です。
- 山本委員 普通の4m近い。
- 向山委員 ちゃんとありますか。
- 春木委員 あります。
- 山本委員 人の土地ですが、申請地がちゃんと舗装してあり通行できます。
- 向山委員 ここには入れるようにはなっていますか。
- 春木委員 ▲-▲に接道があり、自身の地所だから隣接する▲-▲にはそこから入れる。ただ本人も舗装したいって言うので、舗装して石垣積んだりするのにやっぱり〇〇さんの地所なので無償で貰って舗装するのだと思います。
- 向山委員 じゃあ、別に袋地ではないわけですよ。
- 土屋議長 はい、袋地ではないです。
- 向山委員 分かりました。
- 山本委員 建物が建っていなければ別に問題はなかったんです。
- 向山委員 この件が出てよく調べたら中に違反転用があつたってことですね、分かりました。
- 土屋議長 この件につきまして。2番。
- 小坂委員 今、春木さんの話で、相手は取下げると言っていますか。
- 春木委員 最初の話だと農業をやるとか、農業用倉庫ですからという申請は取下げで新しく申請すると言っていました。私が指導しまして本人も了解しています。
- 小坂委員 そうすると、今回の申請は取下げると。
- 春木委員 今回ののは委員会でも違反転用が入っているから認められないと思うと言っておきました。
- 小坂委員 それでいいのではないですか。
- 土屋議長 はい、事務局(本間)。
- 事務局(本間) 取下げの申し出が本人にしかできないので、本人に一度来てもらい取下げますというような手続きをして頂かないと、受けた以上は取下げの申し出がないことには議案として審議

した結果を東京都の方にも進達をしなくてははいけません。本人が新しく追加で申請をするにしても一回これを取下げなければ、このまま東京都に進達でいきます。

- 中村委員 まあ、それが順調でしょうね。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 この件は保留にしたらどうですか。
- 土屋議長 保留ではないよ。
- 向山委員 取下げはできない、我々は取下げってことではなくて保留。
- 事務局(本間) 農業委員さんは取下げできません。本人がこの後来て頂ければ特に問題なく取下げはできます。
- 春木委員 取下げた方がいいですよってことは事務局から本人に伝えられますでしょう。
- 事務局(本間) はい。
- 春木委員 伝えてもらって新しく申請を役場に来てやってもらえれば。
- 事務局(本間) はい、分かりました。
- 春木委員 了解は全部とってありますので、事務的のことだけですから。
- 事務局(本間) こちらで事務手続きをしてもらうように声掛けます。
- 土屋議長 今回は保留でいいですか。
- 春木委員 保留じゃないでしょ。
- 事務局(本間) 取り敢えず本人が取下げるつもりならば、保留でまた再度申請って形でどうでしょうか。
- 向山委員 却下じゃないですか。
- 春木委員 却下ですね、認められない。
- 山本委員 一回取下げないと。
- 事務局(本間) 一応申請が町には出ますけど許可するのは東京都になっていまして、申請書は東京都知事宛になっています。こちらで出たものを勝手にストップすることができないので、保留など申請人から何かしらの申し出がない限りは止めることができないと思います。
- 中村委員 それはそういう指導をすればいいわけですよ。
- 事務局(本間) はい。
- 中村委員 春木委員さんも話を十分してあるということですから話は通じるでしょう。
- 土屋議長 この件につきましては取下げってことでよろしいですか、それとも保留にします。
- 春木委員 保留というか、認められないから却下でいいじゃないですか。そういう情報が入ってきたら言えば。
- 向山委員 道路自体は舗装してしまったのですか。
- 春木委員 まだまだこれからやる予定です。
- 事務局(本間) 許可が東京都じゃないとできないですね、農業委員会で却下するというのができなくて、なので例えば却下であるのであれば不許可相当という形で東京都に進達をしなくてはいけなくなるので、取下げの意思があるってことで取り敢えず不許可相当という形で持っておいて本人が進達前に取下げますって形にしてもらうのが流れとしてはいいと思います。
- 向山委員 だから正式に農業委員会で異議申立ってというような形で出したらどうですか。
- 事務局(本間) はい、分かりました。正式に農業委員会から追加で申請、変更を促すということで。
- 土屋議長 保留にしますか、じゃ議案第12号については保留ということでもよろしいですね。

- 中村委員 皆さん、その辺は委員会としての立場をちゃんとするようにして、保留がいいのか、取下げがいいのか、却下にするのか。
- 山本委員 申請し直すんですか。
- 土屋議長 却下すると東京都に全部あげなくてはならないし、保留だとまだあげなくていいんですよ。
- 事務局(本間) 今回の場合は、例えば申請書類の不備という理由で保留というような、本人に転用する意思があるのであれば、計画書の不備という理由で問題はないかと思います。農水省と東京都農業会議の担当の人と電話が繋がらなくて、このようなケースをどうしたらいいのかまだ判断がとれていないので、支庁の方も詳しくどうしたらいいかという回答はできないけれども、本人に取下げる意思があるのであれば、取下げてもらうのが一番じゃないかというような話でした。
- 春木委員 本人の家は□なので、倉庫の周りは□とか作業車を置くようにしたいというのは何の問題もないですよ。まして□ですから。
- 土屋議長 ただ農地ですからね。農地の転用申請をしていれば何でもないので。
- 春木委員 手順をちゃんと追っていけば、どうってことない。
- 土屋議長 そう、順番にね。
- 春木委員 倉庫も農業をやるための倉庫だと言って大きい倉庫で、倉庫よりも畑の方が小さいくらい。誰に言っても納得しないですよ。
- 土屋議長 最後終わりにします。議案第12号は保留として決定します、よろしいですね。
(～異議なしの声 多数～)
- 日程第2その他についてご意見はございますか。はい、篠原推進委員。
- 篠原推進委員 突然で恐縮ですが皆さんにお詫びとお願いを申し上げたいと思います。昨今、私が事業として進めている植物公園の準備が、一応5月頃に終わり、完成する予定であります。それでNPOの活動も停止しました。尚且つ他の事業の方も整理をしてそれ一本でいきたいなと思っています。現在そのような準備をしております、推進委員の件を誠に申し訳ないのですが辞退させて頂くことになりました。今回人数が少ないということで非常に躊躇いたしました。皆さんにご迷惑かけるなど色々悩んだんですけど、私の事業は障害者の雇用とか母子家庭の方の雇用に繋がりますので、その方を優先させて頂くということで判断しました。推進委員も残り3人ということですので、残った3人の方々が大変なご苦勞をなさるんじゃないかと思っております。その分を踏まえてお詫びということで皆さんに申し訳ないというような気持ちで言わせて頂きました。5月のゴールデンウィークか中旬になるかと思いますが、一応完成した時には皆さんにお伝えしたいと考えております。興味がありましたら来て頂いて水耕栽培がこういうものかということで覚えて頂ければと思います。3年間色々勉強させて頂きました。お一人お一人には非常に色々なアドバイスを受けて未知な職業にいた者としては非常に力になりました。これでまた末永く私は継続して参りたいと思いますので、どうぞこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。
- 全員 ありがとうございます、ご苦勞様でした。
- 土屋議長 その他ございせんか。はい、事務局(本間)。

- 事務局(本間) 4月1日のことを今この場で話すのは違うのかもしれないですけど、4月1日の服装について皆さんに統一して頂きたいなど。
- 向山委員 私服で来ていたんじゃない。
- 事務局(本間) 何人かの委員さんから作業服でいいのかどうかと問い合わせを受けました。
- 向山委員 本当は作業服で行けば一番いいのだろうけど。
- 五十嵐委員 だって、頂いてから着る。
- 土屋議長 休憩といたします。
(～休憩～)
- 土屋議長 それでは再開いたします。その他で何かありますか。はい、9番。
- 向山委員 また申し訳ないんですけど、委員会だよりで『相続で農地を取得したら』の中で遺産分割、包括遺贈、特定遺贈、時効取得って皆さん意味分かりますか。
- 土屋議長 相続ですか。
- 向山委員 はい。書いてあるけど中身の内容を皆さん把握していますか。私は把握していないから電話で聞いて、今回のその他に出して頂きたいということで出してもらいました。
- 小坂委員 私もよく分からない。
- 向山委員 分からないでしょう、だから全員にやっぱり周知しといた方がいいんじゃないですか。こういう委員会に出るけど委員会の用語を把握していないと、農業者などに聞かれても応えられないと思って、どういう意味なのか事務局に聞いたんですよ。聞いてこの答えがでてきました。
- 事務局(本間) 皆様分に印刷をしてきた方がいいですか。席を外します。
- 土屋議長 休憩といたします。
(～休憩～)
- 土屋議長 それでは再開いたします。それでは9番委員さんからの意見について何かありますか。
- 小坂委員 事務局、これ読んでみて。
- 事務局(本間) 重要なところには太字にしたり下線を引いたりしています。時効取得です。所有権の取得時効というのが民法第162条で記載されていまして1.20年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。2.10年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その占有開始の時に、善意であり、かつ、過失がなければ、その所有権を取得する。包括遺贈は遺産を特定せず一括で遺贈すること。※相続人以外でも3条の許可が不要です。特定遺贈は遺産の一部を決めて渡す。※相続人以外の場合は3条の許可が必要になります。包括遺贈と特定遺贈、同じ遺贈には変わりないのですが遺産の渡し方によっては農地法の許可が必要な場合と不必要な場合と出てきますので、皆さん遺贈のことを聞かれた場合はどちらなのかを判断していただいて不要か必要か届出をするように伝えてもらえたらと思います。
- 五十嵐委員 法律用語っていうのは難しいね。20年間の所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した場合って。
- 土屋議長 今、事務局が読みあげましたが、このことについて聞きたい人がいましたらお願いします。9番。

- 向山委員 時効取得で20年と10年がありますね、例えば兄弟が何人もいる農地を相続することになり、誰も登記せず自分がそこで20年以上畑をやっていた場合は、他の人や兄弟は関係なく自分の土地になるのですか。所有権を取得して書いてある。
- 事務局(本間) 農地の相続をした場合の届出というのは基本的には義務といいますか、一応法律的には速やかに行わなければいけないと決まっているので、そういうケースは本当であればないはずです。例えば20年経ってしまった場合、取得できる可能性が出てくると思います。それがどれだけ平穩に、かつ、公然と他人の物を占有しているかってことが重要だと思います。
- 向山委員 例えば兄弟が3人いますよね。まだ相続後に登記しないでそのままになっている土地があるとして、名義を変える場合、皆で話をして名義を変えるでしょう、それをしないで畑を使っていた場合に誰も文句を言わないで20年間使ったら、これはもう私の物ですよってことはできますか。
- 事務局(本間) 公然と他人の物を占有しなければいけないので、皆様がその人がそこでやっているというのを知っているなら可能だと思うのですけど。
- 向山委員 周りが認めて。
- 事務局(本間) 周りが認めていれば問題ないかと思います。判断は事務局ではできないですけど、これを読む限りでは問題ないのではないかと思います。
- 向山委員 20年と10年と大体似たようなものですよ。
- 事務局(本間) この10年の方は善意であり過失がない場合なので、実際の判例等を見てみないと、この10年20年の差ほどの辺りにあるかというのは答えられないですけど。
- 笠間委員 時効取得というのは、他人の物で相続ということじゃないのではないの。
- 事務局(本間) 相続ではないです。
- 笠間委員 極端な話、耕作放棄地があってそこを誰が持っているか分からなくて、私が開墾して畑として使って20年間誰にも文句を言われなければ、自分の物になるという理解でいいの。
- 事務局(本間) 周りの方が知らなかったとなると公然とっていうのに該当しないと思うのですけど。
- 笠間委員 本来の所有者がですか、周りの人がですか。
- 事務局(本間) どこまでが公然になるのか分からないですけど、人の土地と分かっている開墾しているので。その場合は善意で過失がないとは言い切れないので、2の方に該当するということになると思います。
- 小坂委員 恐らく、これは道路が多い。私有地を皆昔から通り歩くのに、お互い黙って使っているのだよ、10年とか20年とか。大島の場合だと海へ下る道が全部あって、中には私道がある。そういうのを10年間とか20年間とか使って周りが誰も言わない。それで使っている人間が個人じゃなくて大勢の人が使っている場合には○の名義にする、昔はそういうこともできた。
- 笠間委員 自分の土地を勝手に使われた時には何年かに1回くらい苦情を言っとかないとまずいってことかな。
- 小坂委員 そうだな。
- 笠間委員 そうでないと、苦情がなかったってことになれば認めたことになる。

- 山本委員 正規の手続きや農業会議を通さないで貸したりして10年使わせてそのまま使っている人の物になる。
- 事務局(本間) そこに貸し借りって言葉が出たので、その時点で占有していないです。持ち主が貸す意思を見せているので。
- 土屋議長 やっぱり何もなくてってことだよ。要するに黙って使って。
- 事務局(本間) 黙って使っていて、他の人もその人の物だぐらいに思っていれば問題はないと思うのですけど。
- 土屋議長 ほとんどの場合は道が多いのではないですか。弟も町道だか何道だか知らないけど、畑の真ん中は農地でない。
- 中村委員 どうかな、他人の土地を黙って10年間も勝手にっていうのはちょっと疑問があるのだけどね。他人の土地へ了解も取らないで自分が耕作して作っていたっていうのは、ないと思うけどね。
- 春木委員 ないよね。
- 土屋議長 聞かなければ。
- 中村委員 他人の土地をね。
- 春木委員 捕まっちゃうよ。
- 五十嵐委員 大昔と違うから、今はないでしょう。
- 土屋議長 この件はよろしいですか。他にありますか。9番。
- 向山委員 この間差木地の貯水池を通してみたけど、また何か工事をやっているね。凄く大きい物を埋めて。あれはどういう工事ですか。
- 事務局(本間) 詳しくは分からないですけど、腐食とかをしているらしくて、そういうところを綺麗にしているっていう。
- 向山委員 貯水池から下ると電気室だか何だかの浄化するところがあるでしょ、あれの下に今度は大きい穴を掘っている。見たら、直径2メートル以上で深さはかなりの。
- 事務局(本間) 今確認してみます。
- 向山委員 あの工事は何の工事だろう。
- 土屋議長 農業用水の工事をやるってことで。浄化槽の工事をやる連絡来たでしょう。
- 中村委員 クダッチは○で差木地は○。
- 土屋議長 間伏とかに農業用の水を出しているところの水の臭いをなくすように機械を入れて工事をやるって言っていた。それと水道メーターを取替えるって。
- 山本委員 浄化槽をつけるの。
- 土屋議長 そう、今はついているけど、もっと違う工事をやる。
- 向山委員 途中にあるのは。
- 小坂委員 あそこは1回水を溜めて勢いを収めているの。そこの掃除もするって言っていたよ。
- 向山委員 そんなすぐ側で。
- 土屋議長 そういう書類は来ています。
- 事務局(本間) 今、係長に来てもらうようにしましたので、待って頂いてもいいですか。
- 土屋議長 農家さんには工事をやるって連絡がありました。
- 向山委員 ○ですか。

- 小坂委員 そうそう、昨日から28日まで農業用水はストップ、〇が入って工事する。
- 山本委員 北部の方はそういうのやるのですか。
- 事務局(本間) 北部の方も係長に来てもらって説明してもらいます。
- 山本委員 臭うってよりも藻とかが酷い。
- 土屋議長 泥とか。
- 山本委員 要するにエバフロー散水装置がつまる。
- 土屋議長 はい、私もそうです。
- 山本委員 そうですよ。
- 土屋議長 だから、その改善を一生懸命やっているんですけど。
- 向山委員 解決できないな。
- 小坂委員 解決できないよ。浜松の一番水が綺麗な鰻の養殖を見てくればいいのかもしいけど。
- 向山委員 池自体には回しているよな。
- 事務局(本間) 攪拌機を回しています。
- 小坂委員 だから余計今度は下の泥と一緒に流れてきちゃう。
- 五十嵐委員 ヘドロですか。
- 中村委員 まるでミキサーで回すようだって。
- 事務局(山田) 昨年もその前からもやっているのですが、水質改善の一環です。去年はブクブクの泡で攪拌しますが今は沈渣タンク、貯水池があってその下に減圧水槽みたいなタンクがあるのですが、そこでまた水質が悪くなる可能性があるってことが分かったので、自動的に排水する装置を取り付ける工事になっていると思います。今まではずっと溜めっぱなしで、それを各農業者さんに配っていたのですが、回転率が悪いので、このタンクで水に苔が生えたり、臭いが付いたりとかあったので、このタンクにタイマーとかセッティングして夜中にタンクを1回空にする。そういう装置です。そうすると常に新しい貯水池の水がそこに溜まって皆さんの方へ行くようになります。
- 向山委員 良い水が出てくるな。
- 事務局(山田) 現状よりは良くなるかなというところです。
- 事務局(本間) 沢立の方ではそういう工事はしないですかって。
- 事務局(山田) 沢立は今のところ予定はないです。最近山本さんから水が悪いというお話を頂いているんですけど、南部地区に比べたら使う人数とか水量が多く回転が割といいので、今後もっと悪くなるっていうのであれば、引続き考えていかなければならぬと、あと職員で適宜、末端で水を抜いたりしてなるべく管の水をローテーションするようにしています。
- 土屋議長 分かりました。
- 向山委員 上からの雨水は導水路みたいなところを通ってきて池に入らっしゃるでしょう、入る手前によく蛇や蛙等がいます。〇に頼んで掃除を年に何回かやっていますか。
- 事務局(山田) やっています。
- 向山委員 凄いらしいよ、夏は蛙やマムシが入って。
- 笠間委員 個人的になんですけど、今ないところへ新規に農業用水を引いてもらってできないの。
- 事務局(本間) できます。
- 笠間委員 相当個人負担があるの。

- 事務局(本間) はい。
- 笠間委員 相当かかる。
- 事務局(山田) 距離です、本管からの距離、場所です。
- 事務局(本間) 例えばお隣さんの農家さんが使っているところから引けば安くなります。
- 笠間委員 じゃ止めようかな。
- 中村委員 それは例えば1mどのくらいかかるの。
- 事務局(本間) 場所にもよります。土であれば安いですし、コンクリであれば費用もかかります。
- 笠間委員 コンクリまでではないけど。
- 事務局(本間) 車が通る通らないで深さや管の強さをどれくらいにする等の判断もあると思います。
- 中村委員 多少道路が土であればアスファルトよりは安くあがるわけだ。申請をすればできるわけですね。
- 事務局(本間) はい。
- 土屋議長 他にありますか。よろしいですか。
- 小坂委員 終わりですか、では最後に一言いいですか。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 会長の方からないですか。
- 土屋議長 ないです、私はもうこれで。
- 小坂委員 今月いっぱい我々の任期も終わりですけど、実質今日が終わりということで皆さんの推薦を受けまして会長職務代理としてこの3年間やって参りました。大した問題もなく実質的には〇問題がありましたけど、その他はなんなく過ごすことができました。これも皆様の協力のおかげだと思っています。また最近夏になったり冬になったり皆さんもあまり若くないので、体調には気を付けてお互いに頑張っていきたいと思います。お礼の一言です。ありがとうございました。
- 全員 ありがとうございました。
- 土屋議長 その件につけば、私も。3年間私も会長をやらせて頂きまして、大きい問題、小さい問題ありましたけど、ある程度全部解決させて頂けたと思っています。3年間ありがとうございました。
- 全員 ありがとうございました。
- 土屋議長 特にないようですので、これをもちまして第12回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員